

別添

規 則 等 の 名 称	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
根 拠 法 令	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成２７年徳島県条例第５９号） ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第８号）
趣 旨	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものである。
概 要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第８号）の施行により、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第３条第２項第３号に定める「保護者等」が削除された。 これに伴い、「保護者等」の定義規定を改正前の同法の規定を引用するよう改める。
施 行 日	令和８年９月２９日
県民意見等を募集しなかった理由	規則等において、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理である。（法律改正に伴い、細則中の規定を整理する形式的なものである。）
そ の 他 参 考 事 項	